

松本市告示第571号

まつもと市民芸術館利用料金の減免に係る芸術文化団体登録要綱を次のように定める。

令和6年9月25日

松本市長 臥雲 義尚

## まつもと市民芸術館利用料金の減免に係る芸術文化団体登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まつもと市民芸術館条例施行規則(平成16年規則第4号)別表第2第5項に規定する芸術文化団体(以下「芸術文化団体」という。)の登録について、必要な事項を定めるものとする。

(登録基準)

第2条 市の登録を受けることができる芸術文化団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 文化芸術の振興を図ることを目的とし、文化芸術に関する創造、発信、交流、人材育成等の活動を行うこと。
- (2) 営利活動、宗教活動及び政治活動を目的としていないこと。
- (3) 登録申請する年度の前年度に、まつもと市民芸術館(以下「市民芸術館」という。)で1回以上自主公演(芸術文化団体が自ら主催及び主管して行う公演をいう。)を行っていること。
- (4) 構成員の5割以上が市内に居住し、又は通勤若しくは通学していること。
- (5) 規約、会則又はそれらに準じるものを定めていること。
- (6) その他市長が不相当と認める団体でないこと。

(登録の申請及び認定)

第3条 市に芸術文化団体として登録しようとする者は、まつもと市民芸術館登録団体申請書・更新申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、登録することが適当であると認めるときは、当該団体を登録するとともに、当該団体にまつもと市民芸術館登録団体決定・更新決定通知書(様式第2号。以下「通知書」という。)により、登録したことを通知するものとする。

(登録の有効期間等)

第4条 登録の有効期間(以下「登録期間」という。)は、通知書の通知を受けた日から2年が経過する日の属する年度の末日までとする。

2 登録を受けた芸術文化団体(以下「登録芸術文化団体」という。)は、登録期間終了後も引き続き登録を受けようとするときは、登録期間終了までに申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、前条第2項の規定を準用して内容を審査し、適当であると認めるときは、登録を更新するとともに、通知書により通知するものとする。

(登録の取下げ)

第5条 登録芸術文化団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、まつもと市民芸術館登録団体取下書(様式第3号。以下「取下書」という。)により市長に対し、登録芸術文化団体の登録を取り下げを届け出るものとする。

- (1) 活動を終了したとき。
- (2) 第2条各号に掲げる登録基準を満たさなくなったとき。
- (3) 登録芸術文化団体の登録の取下げを希望するとき。

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録芸術文化団体が次の各号のいずれかに該当するときは、まつもと市民芸術館登録団体取消通知書(様式第4号)により通知し、登録を取り消すことができる。

- (1) 取下書の届出を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、登録芸術文化団体として登録することが不適当であると市長が認めるとき。

(読替規定)

第7条 市民芸術館の管理を指定管理者に行わせる場合における第3条、第4条第2項及び第3項、第5条並びに第6条各号列記以外の部分の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年12月1日から施行する。